

陳情第 1 1 1 号

令和 7 年 5 月 1 2 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

宮前区在住者

ほか 1 名

「日米地位協定の抜本改定を求める意見書」を国に提出することを求める陳情

陳 情 の 要 旨

石破首相は就任直後の記者会見で20年前の沖縄国際大学の米軍ヘリの墜落事故に言及し、「当時、沖縄県警が全く触れられずに、機体は全部（米軍に）回収された。こんなのは主権独立国家ではない。地位協定は改定したい。どんなに大変かはよく分かっているが、必ず実現したい」と発言しています。

また、12月3日の国会でも「日米地位協定については自民党の中で議論するよう指示した」と答弁しています。

全国知事会や沖縄県や神奈川県などの渉外知事会が過去2回、日米地位協定の改定を求める要望を国に提出していますが、時の政府は取り上げることすらしませんでした。トランプ大統領が日米安保条約は不平等だと言い、石破首相は日米安保条約に付随している日米地位協定を変えたいと言っているときだからこそ、多くの国民が思っている不平等な日米地位協定を対等なものに改定する道を切り開くために、貴議会において意見書採択され国に（石破首相宛て）提出されることを希望します。

陳 情 の 理 由

- 1 日米地位協定に基づく特例法を根拠に、日本の首都圏の上空の管制権を米軍が握り、日本中どこでも米軍の低空飛行などの飛行訓練が行われています。本市の上空もこの中に含まれています。

外国の軍隊に首都圏の上空を支配されている国が、主権を持った独立国家とはいえず、事実上の治外法権の状態であることを正す必要があります。

- 2 米軍の事故や事件が日本の国内法の規制を受けない仕組みになっていて、県民生活は不安になり基本的人権も守られず、自然や生活環境にきわめて大きな影響をもたらしています。

その結果、私たちの身体に大きな問題があるとされている有機フッ素化合物問題でも、日本の当局が立ち入り、実態調査ができない事態です。米軍や米軍人・軍属が起こした事件・事故に対して、第一義的に日本の法律が適用できない事態が続いており、沖縄県だけでなく神奈川県ではしばしば問題になっています。最近でも茅ヶ崎市と海老名市での米軍ヘリの不時着事故や横須賀市での3件の交通事故（2件は被害男性が死亡）、さらに逗子市での傷害事件など米軍関連の事件事故で日米地位協定が大きな壁となって、警察も逮捕や拘留しての取り調べや事故物質を差し押さえての実況検分や原因究明ができない事態が続いています。これを訂正して日本の法律に従うようにする必要があります。

- 3 米国国務省が地位協定を締結している世界の国々は時々事情に応じて改定が行われ、同盟国と言われている国でも改定が行われています。しかし、日米地位協定は1960年の締結以降、一度の改定も行われていません。世論が盛り上がった時に補足協定などで部分的な見直しをするのではなく改定を行い、互惠性イコール対等性にする必要があります。

例えば、米国では米軍機は住宅の上空では訓練をしてはならないことになっています。対等ならば、日本国内でも、県内の大和市・綾瀬市・藤沢市・座間市などでも、米軍機は住宅の上空での訓練はできないことになり、飛行にも制限が加わり、騒音被害もなくなることになります。

さらに、米軍との地位協定を結んでいる諸外国では、米軍機が米軍基地から戦争や紛争地に出撃することを禁止している協定がありますが、日米地位協定にはその条項はありません。問題となっている台湾有事（中国の内政問題日中平和友好条約で「台湾」中国の一部であると認めているから中国国内の問題です）に在日米軍がかかわることになれば、即、日本が戦争に巻き込まれてしまいます。二度と再び戦争をしないと誓っている日本ですから、この

条項は加える必要があります。